

運 営 規 程

医療法人 樹恵会
介護医療院みらいプラス

介護医療院みらいプラスの施設サービスに関する運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人樹恵会が設置する介護医療院みらいプラス（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との親密な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人樹恵会 介護医療院みらいプラス

(2) 所在地 標津郡中標津町りんどう町5番地6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（常勤職員） 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1, 25名以上（常勤換算）

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

また、医師は、入所者の病状が急変した場合においても速やかに診察を行う体制を確保するため、宿直を行う。

(3) 薬剤師 1名以上

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

(4) 看護職員 10名以上

看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 12名以上

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

(8) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 4名以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

(9) 診療放射線技師 1名以上

(10) 相談員 1名以上

入所者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け等調整

する。

(11) 事務職員 1名以上

事務職員は、介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。

(介護医療院の入所定員)

第5条 施設の入所定員は、次のとおりとする。

(1) I型療養床：60名(医療機関併設型介護医療院)

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、適切な療養、日常生活上の世話等の介護、機能訓練、相談援助、その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排せつ、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(利用料等)

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬公示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料に要する費用については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食費(市町村の所得証明、預貯金等に基づき)として次のように定める。

生活保護受給者・市町村民税世帯非課税 第1段階

1日 300円

市町村民税世帯非課税 第2段階

1日 390円

市町村民税世帯非課税 第3段階①

1日 650円

第3段階②

1日 1,360円

市町村民税世帯非課税以外

1日 1,445円

(2) 居住費(滞在費)(市町村の所得証明、預貯金等に基づき)として次のように定める。

(多床室)

生活保護受給者・市町村民税世帯非課税 第1段階

1日 負担なし

市町村民税世帯非課税 第2段階、第3段階①・②

1日 430円

市町村民税世帯非課税以外

1日 437円

- (3) 特別な療養室の提供に要する費用 1日 4,000円
- (4) 理美容代 実費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められる費用。
- ※ テレビ1日101円 冷蔵庫1日50円 ※病衣1日81円
- ※ シャンプー・石鹸1日81円 ※タオル（レンタル代）1日91円
- ※ 洗濯 1回242円

(その他の料金)

※ その他、費目及び金額は別表のとおりとする。

- 3 前項の(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又その家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 介護保険給付費額について、介護保険の法改定等により変更があった場合、変更された内容に合わせてご契約者の負担額を請求致します。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用のその額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 入所者は、院内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 入所者は、院内に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 入所者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者等の承認を得なければならない。
- (4) 喧嘩、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(要介護認定に係る援助)

第9条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第10条 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。

- 2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

- 4 施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
- 5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設において、食中毒又は感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 当院医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(事故発生時の対応)

第13条 入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。また、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力病院等)

第14条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第15条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 施設は、入所者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従業員又は入所者の家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携)

第20条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な改善を行う活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 施設は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人樹恵会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

一部改定 令和3年6月1日

一部改定 令和3年8月1日

一部改定 令和4年7月1日

一部改定 令和6年8月1日

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

施設名	医療法人樹恵会 介護医療院みらいプラス
申請するサービス種類	指定介護医療院サービス

措 置 の 概 要

- 1 入所者からの相談又は苦情等に対する常設（連絡先）、担当者の設置
※相談、苦情に対する常設の窓口として、事務に担当者を置いている。
また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。
（電話番号）0153-72-9112（FAX）0153-72-9151
（担当者） 事務：小泉裕之

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
※苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が入所者方（入所者の家族等）に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
※担当者が、必要があると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。）
※検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。（入所者の家族等の謝罪等）
※記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

- 3 その他参考事項
※普段から苦情が出ないようにサービス提供を心がけている。

重要事項説明書 (介護医療院サービス)

あなたに対する介護医療院サービス提供にあたり、介護保険法等に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

施設の名称	医療法人樹恵会 介護医療院みらいプラス
施設の所在地	標津郡中標津町りんどう町5番地6
管理者名	石田 康雄
開設年月日	令和2年4月1日
電話番号	0153-72-9112
FAX番号	0153-72-9151
事業者番号	01B4200015

2. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。
運営の方針	1、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うことにより、その入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。 2、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。 3、地域や家族との結びつきを尊重した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

3. 施設の概要

敷地	7,328.2㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建て(耐火建築)
	延べ床面積	5,476.8㎡
	利用定員	120名(介護医療院60床、医療療養病床60床)

(1) 定員

入所定員：60名

(2) 療養室等の主な設備

■療養室：1人部屋 4室、2人部屋 2室、4人部屋 13室

- 診察室 ■談話室兼食堂 ■機能訓練室 ■言語聴覚療法室
 ■一般浴室 ■特殊浴室 ■相談室

4. 職員体制

職種	指定基準	常勤換算	勤務内容
管理者（医師）	1	1名	施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
医師	48：1	1.28名	入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う
薬剤師	150：1	0.4名	施薬、処方及び服薬指導を行う
介護支援専門員	100：1	1名	施設サービス計画の作成に関する業務にあたる
看護職員	6：1	12名	医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる
介護職員	5：1	21名	入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供にあたる
放射線技師	適当数	0.1名	医師の指示に基づき主に放射線を用いた検査等、これらの業務に必要な機器やシステムの管理等行う
理学療法士等	適当数	8名	医師等その他の職種のものと共に、リハビリ実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する
管理栄養士	100以上 で1	1名	必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う
相談員	適当数	1名	入所者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け等調整する
事務職員	適当数	0.2名	介護報酬に関する事務など必要な事務を行う

5. 施設サービスの概要

1) 介護保険給付サービス

種類	内容
施設サービス計画の作成	入所者の病状及び心身の状況に照らし、課題等をあらゆる職種の従業者の協議によって施設サービス計画を作成します。また、必要に応じて計画の見直しや変更等を行っていきます。
医療・看護	あなたの病状に合わせた医療・介護を提供します。ただし、当施設で行うことができない手術等や専門科での治療が必要な場合は、他の医療機関へ転院して頂きます。
機能訓練	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により入所者の状況に適した機能訓練等を行い、機能の低下を防止するように努めます。
食事	（食事時間）朝食8時 昼食12時 夕食18時 食事場所 2階食堂できるだけ離床して食堂で食べて頂きます。
入浴・清拭	身体の状態に応じて週2回一般浴、機械浴など個別に対応します。何らかの事情で入浴できない場合は清拭にて対応します。
栄養管理	心身の状態の評価し、改善の基礎となる栄養管理をサービスを提供いたします。
排泄	自立排泄か時間排泄か、おむつ使用について利用者の状況に合わせて個別に対応します。
離床・着替え・整容	出来る限り離床に配慮し、生活のリズムを考えて、適切な整容が行われるよう援助します。シーツ交換は週1回行います。その他必要時には随時交換します。
相談・援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容
食費	1, 445円/日 ただし、世帯の所得等により減免があります。(利用料金表参照)
居住費	437円/日 ただし、世帯の所得等により減免があります。(利用料金表参照)
個室	4,000円/日 個室を入所者のご希望に応じて提供します。(当施設の都合により、ご希望に添えない場合もあります。)
レクリエーション・行事	当施設では、月1回お誕生会を開催します。その他、季節に応じた行事も予定しております。
理容	1回 2,500円 出張による理髪サービスをご利用頂けます。
洗濯サービス	1回 242円 必要に応じた衣類等の洗濯を行います。
日常生活用品・テレビ・冷蔵庫	タオル類、シャンプー等日常的に必要なもの、その他、テレビ・冷蔵庫の使用料(その他の料金表参照)
予防接種	インフルエンザ 1回 4,000円 肺炎球菌 1回 8,019円 ただし、予防接種法に基づく接種で市町村により自己負担金が定められている場合はその金額。

※介護保険給費額について

介護保険の法改正等により変更があった場合、変更された内容に合わせてご契約者の負担額を請求致します。

6. 利用料金のお支払い方法

- ・利用料金の計算は毎月月末に締切、翌月15日頃までに請求書を発行します。
- ・病院受付窓口か銀行振り込みのどちらかでお支払い下さい。
- ・病院受付窓口の場合、請求書を持参して下さい。平日のみ午前9時から午後5時までとなっております。
- ・入金には請求月の末日までにお願ひします。

7. 協力医療機関

医療機関名	医療法人樹恵会 石田病院 (併設病院)
診療科目	内科・リハビリテーション科
所在地	〒086-1160 標津郡中標津町りんどう町5番地6
電話番号	0153-72-9112

医療機関名	町立中標津病院
診療科目	内科・外科・整形外科・小児科・耳鼻咽喉科・眼科・循環器科 産婦人科・皮膚科・精神科・泌尿器科・麻酔科
所在地	〒086-1110 標津郡中標津町西10条南9丁目1番地1
電話番号	0153-72-8200

医療機関名	医療法人社団 歯仁会 中島歯科クリニック
診療科目	歯科
所在地	〒086-1049 標津郡中標津町東9条北1丁目5番地1
電話番号	0153-72-8811

8. 当施設ご利用の際に留意頂く事項

来訪・面会	面会時間は原則として午前9時から午後7時までです。必ずその都度、面会用紙に記入して下さい。ご面会の際、療養室内の他の入所者へのご配慮をお願い致します。
外出・外泊	外出・外泊の際には、所定の用紙に必要事項を記入の上職員に申出て下さい。
居室・設備器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒は禁止です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の療養室等に入らないようにして下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
貴重品について	療養室等での貴重品管理につきましては、当施設での管理は一切行いません。万が一、貴重品を紛失した場合、当施設では一切の責任を負いませんので予めご了承下さい。
宗教・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
他科受診について	他の医療機関への受診は、当施設からの文書が必要になりますので、事前にご相談下さい。入所者・ご家族の判断においての受診や通院はご遠慮下さい。
食品の持ち込み	入所者の多くは栄養管理をおこなっておりますので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
その他	当施設では安心して療養生活を送って頂くために、以下のことを禁止します。 1) 営利行為 2) 火気の使用 3) 金銭の貸借 4) 施設内での自炊

9. 苦情申立先

苦情相談窓口	窓口	担当係	電話番号	受付時間	相談対応日
	介護医療院 みらいプラス	事務：小泉裕之	0153-72-9112	8:30～17:00	月曜～金曜日

苦情相談窓口	窓口	担当係	電話番号	受付時間	相談対応日
	中標津役場	介護保険課	0153-73-3111	8:45～17:15	月曜～金曜日

苦情相談窓口	窓口	担当係	電話番号	受付時間	相談対応日
	北海道国保 連合会	介護保険担当	011-231-5161	9:00～17:15	月曜～金曜日

10. 事故発生時の対応方法

施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合、当施設に定めるマニュアルに沿って対応いたします。

11. 身体拘束等

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐

れがある等、緊急やむを得ない場合は、管理者又は医師が判断し、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合には、担当職員がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族に説明し、同意を得た上で診療録に記載することとします。

12. 虐待防止に関する事項

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

当施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従業者又は入所者の家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13. 個人情報の保護（別紙参照）

当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者又はその家族若しくは連帯保証人に関する個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。

14. 非常災害時の対策

非常災害時の対応	別途定める「医療法人樹恵会 消防計画」及び風水害、地震等災害に対する防災計画に則り対応します。			
平常時の訓練等	別途定める 防災計画等に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	6カ所
	非常階段	1カ所	屋内消火栓	10カ所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	40カ所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出年月日：平成14年8月12日 防火管理者：村山 誠			

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 _____ 氏名 _____）から
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

入所者 _____ 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

入所者の家族等 _____ 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

運営規程

医療法人樹恵会 介護医療院みらいプラス 指定短期入所療養介護及び 介護予防短期入所療養介護

介護医療院みらいプラス

指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人樹恵会が設置する介護医療院みらいプラス（以下「施設」という。）が行なう指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下要介護者等）という。）に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の従業員は、入所者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質向上及び入所者家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、入所者の立場に立った指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供する。

2 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の実施にあたっては、居宅介護支援業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人樹恵会 介護医療院みらいプラス
(2) 所在地 標津郡中標津町りんどう町5番地6

(従業員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の従業員の職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤職員） 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1, 25名以上（常勤換算）
医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。
- (3) 薬剤師 1名以上
薬剤師は、処方、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 看護職員 看護師 10名以上
看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
- (5) 介護職員 12名以上
介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、施設計画サービスの作成に関する業務を行う。
- (8) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 4名以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
- (9) 診療放射線技師 1名以上
- (10) 相談員 1名以上
入所者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け等調整する。
- (11) 事務職員 1名以上
事務職員は、介護報酬に関する事務など必要な事務などを行う。

(指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

1. 利用者の対象者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者とする。
2. 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
3. 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
4. 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。

(通常の事業の実施範囲)

第6条 通常の送迎の実施地域は、標津郡中標津町の区域とする。

(利用料等)

第7条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用料の額は、介護報酬

の告示上の額とし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次の掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食費(市町村の所得証明に基づき)として次のように定める。

生活保護受給者・市町村民税世帯非課税 第1段階

1日 300円

市町村民税世帯非課税 第2段階

1日 600円

市町村民税世帯非課税 第3段階①

1日 1,000円

第3段階②

1日 1,300円

市町村民税世帯非課税以外

1日 1,445円

(2) 滞在費(多床室)(市町村の所得証明に基づき)として次のように定める。

生活保護受給者・市町村民税世帯非課税 第1段階

1日 負担なし

市町村民税世帯非課税 第2段階、第3段階①・②

1日 430円

市町村民税世帯非課税以外

1日 437円

(3) 特別な療養室の提供に要する費用 1日 4,000円

(4) 理美容代 実費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用。

- ※テレビ1日101円 冷蔵庫1日50円 ※病衣 1日81円
- ※シャンプー・石鹸 1日81円 ※タオル(レンタル代)1日91円
- ※洗濯 1回242円

(その他の料金)

- ※その他、費目及び金額は別表のとおりとする。

3 前項の(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 介護保険給付費額について、介護保険の法改正等により変更があった場合、変更された内容に合わせてご契約者の負担額を請求致します。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支

払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容、費用のその他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

1. 入所者は、院内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
2. 入所者は、院内に危険物を持ち込んで서는ならない。
3. 入所者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者等の承認をえなければならない。
4. 喧嘩、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
5. その他管理上必要な指示に従うこと。

(衛生管理等)

第9条 施設は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供する施設、

設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当該医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(事故発生時の対応)

第11条 入所者に対する指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、

必要な措置を講ずるものとする。また、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

2 施設は、入所者に対する指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 施設は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 施設は、入所者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置
4. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従業者又は入所者の家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体の拘束)

第16条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を設備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回以上

2 従業員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 施設は、従業員であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密の保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 施設は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人樹恵会石田病院介護医療院が定めるものとする。

(付則) この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 一部改定 令和3年6月1日
- 一部改定 令和3年8月1日
- 一部改定 令和4年7月1日
- 一部改定 令和6年8月1日

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

施設名	医療法人樹恵会 介護医療院みらいプラス
申請するサービス種類	(予防) 短期入所療養介護サービス

措置の概要	
1	入所者からの相談又は苦情等に対する常設（連絡先）、担当者の設置 <ul style="list-style-type: none">● ※相談、苦情に対する常設の窓口として、事務に担当者を置いている。 また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。 (電話番号) 0153-72-9112 (FAX) 0153-72-9151 (担当者) 事務：小泉裕之
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 <ul style="list-style-type: none">● ※苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が入所者方（入所者の家族等）に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。● ※担当者が、必要があると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。）● ※検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。（入所者の家族等の謝罪等）● ※記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。
3	その他参考事項 <ul style="list-style-type: none">● ※普段から苦情が出ないようにサービス提供を心がけている。

重要事項説明書

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護)

(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供にあたり、介護保険法等に基づいて当事業所があなたに説明する事項は、次のとおりです。

1. 事業所の概要

施設の名称	医療法人樹志会 介護医療院みらいプラス
施設の所在地	標津郡中標津町りんどう町5番地6
管理者名	石田 康雄
開設年月日	令和2年4月1日
電話番号	0153-72-9112
FAX番号	0153-72-9151
事業指定番号	01B4200015

1. 施設の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な（予防）短期入所療養介護を提供することを目的とする。
運営の方針	1.（予防）指定短期入所療養介護の従業者は、入所者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、入所者の立場に立った（予防）指定短期入所療養介護を提供する。 2.（予防）指定短期入所療養介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

1. 施設の概要

敷地	7,328.2㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建て（耐火建築）
	延べ床面積	5,476.8㎡
	利用定員	120名（介護医療院60床、医療療養病床60床）

1. 定員

入所定員：60名

1. 療養室等の主な設備

- 療養室：1人部屋 4室、2人部屋 2室、4人部屋13室
- 診察室 ■談話室兼食堂 ■機能訓練室 ■言語聴覚室
- 一般浴室 ■特殊浴室 ■相談室

4. 職員体制

職種	指定基準	常勤換算	勤務内容
管理者	1	1名	施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
医師	48:1	1.28名	入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う

薬剤師	150 : 1	0.4名	施薬、処方及び服薬指導を行う
介護支援専門員	100 : 1	1名	施設サービス計画の作成に関する業務にあたる
看護職員	6 : 1	12名	医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる
介護職員	5 : 1	21名	入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供にあたる
放射線技師	相当数	0.1名	医師の指示に基づき主に放射線を用いた検査等、これらの業務に必要な機器やシステムの管理等を行う
理学療法士等	相当数	8名	医師等その他の職種のもものと共同し、リハビリ実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する
管理栄養士	100以上で1	1名	必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う
相談員	相当数	1名	入所者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け等調整する
事務職員	相当数	0.2名	介護報酬に関する事務など必要な事務を行う

5. 施設サービスの概要

1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
施設サービス計画の作成	入所者の病状及び心身の状況に照らし、課題等をあらゆる職種の従業者の協議によって施設サービス計画を作成します。また、必要に応じて計画の見直しや変更等を行っていきます。
医療・看護	あなたの病状に合わせた医療・介護を提供します。ただし、当施設で行うことができない手術等や専門科での治療が必要な場合は、他の医療機関へ転院して頂きます。
機能訓練	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により入所者の状況に適した機能訓練等を行い、機能の低下を防止するように努めます。
食事	(食事時間) 朝食 8時 昼食 12時 夕食 18時 食事場所 2階食堂できるだけ離床して食堂で食べて頂きます。
入浴・清拭	身体の状態に応じて週2回一般浴、機械浴など個別に対応します。何らかの事情で入浴できない場合は清拭にて対応します。
栄養管理	心身の状態の評価し、改善の基礎となる栄養管理のサービスを提供いたします。
排泄	自立排泄か時間排泄か、おむつ使用について利用者の状況に合わせて個別に対応します。
離床・着替え・整容	出来る限り離床に配慮し、生活のリズムを考えて、適切な整容が行われるよう援助します。シーツ交換は週1回行います。その他必要時には随時交換します。
相談・援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容
食費	1. 445円/日 ただし、世帯の所得等により減免があります。(利用料金表参照)
居住費	437円/日 ただし、世帯の所得等により減免があります。(利用料金表参照)
個室	4,000円/日 個室を入所者のご希望に応じて提供します。(当施設の都合により、ご希望に添えない場合もあります。)

レクリエーション・行事	当施設では、月1回お誕生会を開催します。その他、季節に応じた行事も予定しております。
理容	1回 2,500円 出張による理髪サービスをご利用頂けます。
洗濯サービス	1回 242円 必要に応じた衣類等の洗濯を行います。
日常生活用品・テレビ・冷蔵庫	タオル類、シャンプー等日常的に必要なもの、その他、テレビ・冷蔵庫の使用料（その他の料金表参照）
予防接種	インフルエンザ 1回 4,000円 肺炎球菌 1回 8,019円 ただし、予防接種法に基づく接種で市町村により自己負担金が定められている場合はその金額。

※介護保険給費額について

介護保険の法改正等により変更があった場合、変更された内容に合わせてご契約者の負担額を請求致します。

6. 利用料金のお支払い方法

- ・利用料金の計算は毎月月末に締切、翌月15日頃までに請求書を発行します。
- ・病院受付窓口か銀行振り込みのどちらかでお支払い下さい。
 - ・病院受付窓口の場合、請求書を持参して下さい。平日のみ午前9時から午後5時までとなっております。
 - ・入金請求書の末日までをお願いします。

7. 送迎について

送迎の実施地域は、標津郡中標津町の区域とする。

8. 当施設ご利用の際に留意頂く事項

来訪・面会	面会時間は原則として午前9時から午後7時までです。必ずその都度、面会用紙に記入して下さい。ご面会の際、療養室内の他の入所者へのご配慮をお願い致します。
外出・外泊	外出・外泊の際には、所定の用紙に必要事項を記入の上職員に申して下さい。
居室・設備器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒は禁止です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の療養室等に入らないようにして下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
貴重品について	療養室等での貴重品管理につきましては、当施設での管理は一切行いません。万が一、貴重品を紛失した場合、当施設では一切の責任を負いませんので予めご了承下さい。
宗教・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
他科受診について	他の医療機関への受診は、当施設からの文書が必要になりますので、事前にご相談下さい。入所者・ご家族の判断においての受診や通院はご遠慮下さい。
食品の持ち込み	入所者の多くは栄養管理をおこなっておりますので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
その他	当施設では安心して療養生活を送って頂くために、以下のことを禁止します。 1) 営利行為 2) 火気の使用 3) 金銭の貸借 4) 施設内での自炊

9. 苦情申立先

苦情相談窓口	窓口	担当係	電話番号	受付時間	相談対応日
--------	----	-----	------	------	-------

	介護医療院 みらいプラス	事務：小泉裕之	0153-72-9112	8:30～17:00	月曜～金曜日
苦情相 談窓口	窓口	担当係	電話番号	受付時間	相談対応日
	中標津役場	介護保険課	0153-73-3111	8:45～17:15	月曜～金曜日

苦情相 談窓口	窓口	担当係	電話番号	受付時間	相談対応日
	北海道国保 連合会	介護保険担当	011-231-5161	9:00～17:15	月曜～金曜日

10. 事故発生時の対応方法

施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合、当施設に定めるマニュアルに沿って対応いたします。

11. 身体の拘束等

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、管理者又は医師が判断し、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合には、担当職員がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族に説明し、同意を得た上で診療録に記載することとします。

12. 虐待防止に関する事項

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置
4. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

当施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従業者又は入所者の家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13. 個人情報の保護（別紙参照）

当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者又はその家族若しくは連帯保証人に関する個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。

13. 非常災害時の対策

非常災害時の対応	別途定める「医療法人樹恵会 消防計画」及び風水害、地震等災害に対する防災計画に則り対応します。			
平常時の訓練等	別途定める 防災計画等に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	6カ所
	非常階段	1カ所	屋内消火栓	10カ所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	40カ所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出年月日：平成14年8月12日 防火管理者：村山 誠			

14. 第三者評価の実施

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 _____ 氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

入所者 _____ 住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

入所者家族等 _____ 住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

個人情報保護方針

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、従業員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規程を定め、これを遵守します。

個人情報は別紙（当院における個人情報の利用目的）の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用致しません。尚、同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出下さい。お申し出がないものについては、同意して頂いたものとして取り扱わせて頂きます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人（患者様）等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、別に定める内部規程により、調査の上適切に対応します。尚、外来等での氏名の呼び出しや病室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規程を継続的に見直し改善します。

6. 個人情報（診療情報含む）の提供・開示

個人情報（診療情報含む）の提供・開示につきましては、個人情報に関する法令及び内部規程に従って進めて参ります。

7. 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または以下の窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口 事務・受付

平成17年4月

医療法人樹恵会 石田病院
院長 石田 康雄

介護医療院みらいプラス(予防) 利用料金表

2025年1月1日から

I. 施設介護サービス費

要介護度	要支援1	要支援2
① 1 型介護施設介護サービス費(1-1)	666	827
② 夜間勤務等看護加算(部)	14	14
③ サービス提供体制強化加算(1)	22	22
④ 小計 (①+②+③)	702	863
⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記施設料に加算 数の29/1,000 (所定単位)	
⑥ 施設入所費(④+⑤)	722	888
⑦ 小計 (1 型介護施設)	722 円	888 円
(1 型介護施設)	21,660 円	26,640 円
⑧ 小計 (2 型介護施設)	1,444 円	1,776 円
(2 型介護施設)	43,320 円	53,380 円
⑨ 小計 (3 型介護施設)	2,166 円	2,664 円
(3 型介護施設)	64,980 円	79,920 円

⑩ サービス利用した回数や日数、又は利用有様の状態で変動する費用

療養加算	1 単位/日
緊急対応加算	518 単位/日
特定加算	1 単位 10円
送迎加算	184 単位/往復につき

⑪ 特別診療費 回数や日数、又は利用有様の状態で変動する費用

療養加算	1 単位/日
緊急対応加算	518 単位/日
特定加算	1 単位 10円
送迎加算	184 単位/往復につき

II. 特定入所者介護サービス費

介護施設に入所している方は、各市町窓口への申請により下表に掲げる所得段階に応じて食事・居住(滞在)費の負担限度額と、標準費用額の範囲で特定入所者介護サービス費として給付されます。

利用者の所得	食事	居住(滞在)費	月額(30日)
第1段階 世帯全員が市町村住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受給している方 課税所得等の資産の状況 単身 1,000万円以下、夫婦 2,000万円以下	300 円	0 円	9,000 円
第2段階 世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、 課税所得等の資産の状況 単身 650万円以下、夫婦 1,600万円以下	600 円	430 円	30,900 円
第3段階① 世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、 課税所得等の資産の状況 単身 500万円以下、夫婦 1,500万円以下	1,000 円	430 円	42,900 円
第3段階② 世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、 課税所得等の資産の状況 単身 500万円以下、夫婦 1,500万円以下	1,300 円	430 円	51,900 円
第4段階 本人もしくは世帯のどなたかが市町村住民税非課税の方	1,445 円	437 円	56,460 円

III. 日常生活費等 (税込)

項目	1日の金額	月額(30日)
テレビ (レンタル)	101 円	3,030 円
冷蔵庫 (レンタル)	50 円	1,500 円
炊飯器	81 円	2,430 円
シャワー器	81 円	2,430 円
タオル (レンタル)	91 円	2,730 円
合 計	404 円	12,120 円

特別な療養室	1日の金額	月額(30日)
個室	4,000 円	120,000 円

IV. その他の費用 (税込)

項目	金額
敷金	2,100 円
洗面台	242 円
床マット	100 円
キッチン	457 円
リフトアップ 車イス	1,805 円
リフトアップ エレベーター	6,600 円
部屋費	1,000~5,500 円
その他	実費
インフルエンザ予防接種	4,000 円
肺炎球菌ワクチン	8,019 円

■ 高額サービス費 ■

利用者の所得が範囲にない場合は、通常標準に比し高額サービス費が給付(払い戻し)されます。
この給付を受けるには、各市町窓口にて申請が必要となります。

区分	利用者負担上限度額
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100 円 (標準)
課税所得約380万円(年収約770万円)以上~課税所得490万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000 円 (標準)
市町村住民税課税~課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400 円 (標準)
世帯の全員が市町村住民税課税	24,600 円 (標準)
前年の合計所得金額-課税所得収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600 円 (標準)
老齢福祉年金受給者の方	15,000 円 (個人)
生活保護を受給されている方	15,000 円 (個人)

介護医療院みらいプラス 利用料金表

2025年1月1日から

I. 施設介護サービス費

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 1 要介護施設サービス費(1+4)	833	943	1,182	1,283	1,375
② 夜間勤務等管理費(国)	14	14	14	14	14
③ サービス提供体制強化加算(1)	22	22	22	22	22
④ 小計 (①+②+③)	869	979	1,218	1,319	1,411
⑤ 介護職員処遇改善加算(7)	上記施設料に加算(所定単位数の29/1,000)				
⑥ 施設入居費(④+⑤)	894	1,007	1,253	1,357	1,452
⑦ 小計 (1 要介護) 1ヶ月	894 円	1,007 円	1,253 円	1,357 円	1,452 円
(1 要介護) 1ヶ月 (30日)	26,820 円	30,210 円	37,590 円	40,710 円	43,560 円
⑧ 小計 (2 要介護) 1ヶ月	1,788 円	2,014 円	2,506 円	2,714 円	2,984 円
(2 要介護) 1ヶ月 (30日)	53,640 円	60,420 円	75,180 円	81,420 円	87,120 円
⑨ 小計 (3 要介護) 1ヶ月	2,682 円	3,021 円	3,759 円	4,071 円	4,256 円
(3 要介護) 1ヶ月 (30日)	80,460 円	90,630 円	112,770 円	122,130 円	128,680 円

⑧ サービス提供上追加数や日数、又は利用者の状態等で変動する費用

項目	単位数/日
朝食加算	6 単位/食
昼食加算	6 単位/食
緊急時対応費	518 単位/日
夜間勤務費	362 単位/日
夜間受診時費用	362 単位/日
完全対応時費用	20 単位/日
特別予防管理費加算Ⅱ	60 単位/月
特別加算	1単位 10円

⑨ 特別診察費 回数や日数、又は利用者の状態等で変動する費用

項目	単位数/日
緊急時対応加算管理	6 単位/日
緊急時対応加算管理(1)	6 単位/日
緊急時対応加算管理(2)	10 単位/日
初診入院時診察費	250 単位/日
緊急時診察費(1)	220 単位/日
緊急時診察費(2)	123 単位/日
＊ 1日当り加算	86 単位/日
作業療法	123 単位/日
＊ 1日当り加算	86 単位/日
看護療法	203 単位/日
＊ 1日当り加算	142 単位/日
リハビリ療法加算	35 単位/日
療育指導費(児童発達支援、作業療法指導活用加算、言語療法指導活用活用加算)	33 単位/月

II. 特定入所者介護サービス費

介護保険施設に入所している方は、各市町村への申請により下表に掲げる所得段階に応じて食費・居住費(滞在)費の負担限度額と、標準費用額の範囲内で特定入所者介護サービス費として賦付されます。

利用者の負担段階	食費	居住費(滞在)	月額(30日)	
第1段階	世帯全員が市町村住民税非課税で、世帯福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方 課税世帯の世帯の状況 標準 1,000万円以下、実績 2,000万円以下	300 円	0 円	9,000 円
第2段階	世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、世帯年金+非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 課税世帯の世帯の状況 標準 400万円以下、実績 1,600万円以下	300 円	430 円	24,600 円
第3段階①	世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、世帯年金+非課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方 課税世帯の世帯の状況 標準 500万円以下、実績 1,600万円以下	600 円	430 円	32,400 円
第3段階②	世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、世帯年金+非課税年金収入額の合計が120万円以上の方 課税世帯の世帯の状況 標準 500万円以下、実績 1,600万円以下	1,360 円	430 円	53,700 円
第4段階	本人もしくは世帯のどなたかが市町村住民税課税の方	1,445 円	437 円	56,460 円

介護医療院みらいプラス(短期) 利用料金表

2025年1月1日から

I. 施設介護サービス費

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 1 要介護施設サービス費(1+4)	894	1,006	1,250	1,353	1,446
② 夜間勤務等管理費(国)	14	14	14	14	14
③ サービス提供体制強化加算(1)	22	22	22	22	22
④ 小計 (①+②+③)	930	1,042	1,286	1,389	1,482
⑤ 介護職員処遇改善加算(7)	上記施設料に加算(所定単位数の29/1,000)				
⑥ 施設入居費(④+⑤)	957	1,072	1,323	1,429	1,525
⑦ 小計 (1 要介護) 1ヶ月	957 円	1,072 円	1,323 円	1,429 円	1,525 円
(1 要介護) 1ヶ月 (30日)	28,710 円	32,160 円	39,690 円	42,870 円	45,750 円
⑧ 小計 (2 要介護) 1ヶ月	1,914 円	2,144 円	2,646 円	2,858 円	3,050 円
(2 要介護) 1ヶ月 (30日)	57,420 円	64,320 円	79,380 円	85,740 円	91,500 円
⑨ 小計 (3 要介護) 1ヶ月	2,817 円	3,216 円	3,969 円	4,287 円	4,575 円
(3 要介護) 1ヶ月 (30日)	84,510 円	96,480 円	119,070 円	128,610 円	137,250 円

⑧ サービス提供上追加数や日数、又は利用者の状態等で変動する費用

項目	単位数/日
朝食加算	6 単位/食
緊急時対応費	518 単位/日
特別加算	1単位 10円
緊急時対応人件費加算(7日超過上乗)	50 単位/日
送迎加算	154 単位/月(20分)

⑨ 特別診察費 回数や日数、又は利用者の状態等で変動する費用

項目	単位数/日
緊急時対応加算管理	6 単位/日
緊急時対応加算管理(1)	6 単位/日
緊急時対応加算管理(2)	125 単位/日
緊急時診察費(1)	220 単位/日
緊急時診察費(2)	123 単位/日
＊ 1日当り加算	86 単位/日
作業療法	123 単位/日
＊ 1日当り加算	86 単位/日
看護療法	203 単位/日
＊ 1日当り加算	142 単位/日
リハビリ療法加算	35 単位/日

II. 特定入所者介護サービス費

介護保険施設に入所している方は、各市町村への申請により下表に掲げる所得段階に応じて食費・居住費(滞在)費の負担限度額と、標準費用額の範囲内で特定入所者介護サービス費として賦付されます。

利用者の負担段階	食費	居住費(滞在)	月額(30日)	
第1段階	世帯全員が市町村住民税非課税で、世帯福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方 課税世帯の世帯の状況 標準 1,000万円以下、実績 2,000万円以下	300 円	0 円	9,000 円
第2段階	世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、世帯年金+非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 課税世帯の世帯の状況 標準 400万円以下、実績 1,600万円以下	600 円	430 円	30,900 円
第3段階①	世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、世帯年金+非課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方 課税世帯の世帯の状況 標準 500万円以下、実績 1,600万円以下	1,000 円	430 円	42,900 円
第3段階②	世帯全員が市町村住民税非課税で、合計所得金額と、世帯年金+非課税年金収入額の合計が120万円以上の方 課税世帯の世帯の状況 標準 500万円以下、実績 1,600万円以下	1,300 円	430 円	51,900 円
第4段階	本人もしくは世帯のどなたかが市町村住民税課税の方	1,445 円	437 円	56,460 円

III. 日常生活費等 (税込)

項目	1日の金額	月額(30日)
テレビ (レンタル)	101 円	3,030 円
冷蔵庫 (レンタル)	50 円	1,500 円
炊飯器	81 円	2,430 円
レンジ	81 円	2,430 円
シンクフード取替等	91 円	2,730 円
タオル (レンタル)	91 円	2,730 円
合計	404 円	12,120 円

特別な学費等	1日の金額	月額(30日)
給食	4,000 円	120,000 円

* 費用を希望された方は、領収書をご提出ください

IV. その他の費用 (税込)

項目	金額
敷費	2,500 円
洗濯(国)	242 円
歯ブラシ	100 円
ヘアブラシ	457 円
リフトアップ シェル	1,805 円
リフトアップ エスト	1,650 円
リフトアップ シューズ	6,600 円
診察費	1,000~5,500 円
その他	実費
インフルエンザ予防接種	4,000 円
肺炎球菌ワクチン	8,019 円

* 予防接種は各市町村で金額が異なります。

■ 高額サービス費 ■

利用者が負担が高額になった場合は、世帯所得に応じた高額サービス費が賦付(払い戻し)されます。この賦付を受けたい方は、各年度窓口にて申請が必要となります。

区分	利用者負担上限額
課税所得約690万円(年約1,160万円)以上の方	140,100 円 (標準)
課税所得約380万円(年約770万円)以上~課税所得690万円(年約1,160万円)未満の方	93,000 円 (標準)
市町村長税課税~課税所得380万円(年約770万円)未満	44,400 円 (標準)
世帯の全員が市町村住民税課税	24,600 円 (標準)
世帯の合計所得金額~課税年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600 円 (標準)
高齢福祉年金受給者の方	15,000 円 (個人)
生活保護を受給されている方	15,000 円 (個人)